

令和 7 年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 7 年 11 月 26 日 (水)

令和7年第11回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和7年11月26日（水）午後2時00分

茅ヶ崎市役所 分庁舎5階 特別会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第58号 非農地証明願について
- 第3 議案第59号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第4 議案第60号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第5 議案第61号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第6 報告第32号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第7 報告第33号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について

出席委員

1 番 石坂 豊治 君	8 番 原田 勝幸 君
2 番 斎藤 和子 君	9 番 廣瀬 正実 君
3 番 柿澤 博 君	10 番 野中 清 君
4 番 大竹 孝一 君	11 番 杉本 剛昭 君
5 番 小西 利章 君	12 番 朝倉 直芳 君
6 番 今井 英夫 君	13 番 村越 重芳 君
7 番 吉田 恵子 君	14 番 小澤 昇 君
区域 4 内田 信行 君	区域 5 平牧 直樹 君

欠席委員 2 番 斎藤 和子 君

事務局職員出席者

事務局長 岡崎 貴裕 君
局長補佐 松澤 一樹 君

午後 2 時05分開会

○議長（原田勝幸君） 皆様、こんにちは。

本日、議長である齋藤会長より欠席届が提出されたため、農業委員会等に関する法律第5条第5項により、会長代理として私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今より令和7年第11回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、2番齋藤和子委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数14名のうち、13名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。3番柿澤博委員、7番吉田恵子委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第1、議案第57号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

1番石坂委員より報告をお願いいたします。

○1番（石坂豊治君） 議案第57号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件をご報告いたします。

令和7年11月12日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の申請地は、1筆、田、24m²でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、水稻を栽培する予定です。

労働力につきましては、本人74歳、従事日数300日、専業、配偶者69歳、従事日数300日、専業でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○4番（大竹孝一君） 面積が非常に狭いが、どのような理由があるのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 本件について、筆の形状が細く残っている土地について、隣地の地権者に所有権を移転したいというものになります。

○4番（大竹孝一君） ありがとうございます。

○議長（原田勝幸君） 他に、ご意見ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第57号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第2、議案第58号、非農地証明願について、1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後、一括して行います。

1番案件は、1番石坂委員、2番案件は、7番吉田委員より報告をお願いいたします。

始めに、1番石坂委員より報告をお願いいたします。

○1番（石坂豊治君） 議案第58号、非農地証明願について、1番案件をご報告いたします。

今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

令和7年11月13日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の申請地は、5筆、登記地目いずれも畠、合計744m²でございます。

当該地は、10年以上前から住宅敷地となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の「建築物又は工作物の敷地」に該当し、この事実を「航空写真」により、客観的に証明できることから、非農地要件を満たしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君）　ありがとうございました。

続いて、7番吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉田恵子君）　続いて、2番案件をご報告いたします。

今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

令和7年11月17日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～2番案件について内容を説明～

2番案件の申請地は、1筆、登記地目田、62m²でございます。

当該地は、10年以上前から住宅敷地となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の「建築物又は工作物の敷地」に該当し、この事実を「航空写真」により、客観的に証明できることから、非農地要件を満たしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君）　ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君）　特にありません。

○議長（原田勝幸君）　では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○12番（朝倉直芳君）　申請地は、農業振興地域以外の市街化調整区域にあるということで、非農地証明願が出されるということでよろしいのでしょうか。もし、農振の白地・農用地だった場合は、非農地証明願が出ないという考え方でよろしいのですか。事務局に説明を求めます。

○局長補佐（松澤一樹君）　どの農地でも非農地証明願を出せるという訳ではなく、農用地区域や第1種農地ですと出すことが原則出来ません。農地転用と同様、立地基準が、非農地証明の判断基準の一つになっています。

○12番（朝倉直芳君）　第2種農地だと、出せるのか。

○局長補佐（松澤一樹君）　出せる可能性はあります。

○12番（朝倉直芳君）　第2種、第3種農地の場合だと10年以上前から航空写真や固定資産税の証明などが有れば、非農地証明願を申請することが可能ということなのか。

○局長補佐（松澤一樹君）　審査としては立地基準だけではないですが、立地基準が、非農地証明が出せる出せないの判断の1つになっております。

○12番（朝倉直芳君） 第2種、第3種農地であれば可能かもしれないが、第1種農地は完全に不可能ですよということなのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 完全に不可能ではないとされています。

○4番（大竹孝一君） それは、駐車場でも当てはまるのか。例えば、隣が駐車場で判らないうちに駐車場が拡張されて、農業振興地域に入り込んでしまったような場合はどうなのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 農用地区域の場合は厳しいと思われます。

○区域5（平牧直樹君） すでに駐車場として使ってしまっていた場合、非農地証明の可能性はあっても、転用の場合は、畠に戻さなければ出来ないということですね。

○局長補佐（松澤一樹君） そのように考えております。

○区域5（平牧直樹君） どっちがお金がかかるかですよね。

○4番（大竹孝一君） どっかで聞いた話だね。

○局長補佐（松澤一樹君） 非農地証明の制度は、不動産登記制度との整合性を確保しなければいけないという観点から行政サービスの一環として、非農地証明というのが出せるということになっています。

○4番（大竹孝一君） 地目は、農地なのだけれども、現に駐車場とプレハブが置かれている状況で、10年も20年もずっと、そういう使い方をされていたものを、農地転用をするというのはどうなのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 現状が違う使われ方をしていますので、農地転用の申請は厳しいですけれども、非農地証明の申請であれば、出る可能性はあるのではと思われます。当然、皆様のご審議次第にはなりますが。

○4番（大竹孝一君） 非農地証明が出てしまうと、農地では無いので、他の取り扱いになるよね。

○局長補佐（松澤一樹君） 非農地証明を添付して、法務局で地目変更をすれば、農地以外の登記地目になる可能性が出てくることから、変えられる可能性があるということになります。

○4番（大竹孝一君） やっちゃん勝ちみたいなように聞こえますが。それは、どうなのかなと思います。

○局長補佐（松澤一樹君） ただ、違反追求をしているようなものについては、出せないといった決まりはあります。

○ 4番（大竹孝一君） 出せないとは。

○局長補佐（松澤一樹君） そのような場合は、非農地証明を出すことはできません。

○ 4番（大竹孝一君） 指導が入っていれば、出せないのか。

○局長補佐（松澤一樹君） はい。そもそも、違法転用については、農業委員会で取り組まなければいけないことになりますので、そういった事例があるのであれば、事務局までご連絡いただいて、場合によっては、農業委員の皆様と一緒に指導ということになります。無断転用を野放しにする姿勢では、当然無いですので、そういったことがあれば、情報提供いただければと思います。

○区域5（平牧直樹君） 農地調査で地目が畑なのに駐車場になっていて、何年も同じことが繰り返されているのですが、それは、違法転用しているということですね。その駐車場は。

○局長補佐（松澤一樹君） 市街化区域と市街化調整区域では、分けて考える必要があります。市街化区域の場合は所定の書類を提出すれば、転用が出来てしまいますが、一方で、市街化調整区域は、届出という制度ではなく、許可申請になるので、かなり厳しい審査にならざるを得ません。

皆さんが農地パトロールで見ていただいた農地につきましては、事務局の方で所有者に對して意向を確認して、農地として管理していただくようお願いをしているところではあります。なかなか難しいところもありますが、粘り強く対応していきたいと考えております。

○区域5（平牧直樹君） 宅地のある農地は、そういう可能性があるということですね。

○局長補佐（松澤一樹君） そうですね。登記簿が農地のままで、現況が宅地・駐車場というのは、市街化区域だとあり得るケースだと思っております。

○議長（原田勝幸君） 他に、ご意見ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第58号、非農地証明願について、1番案件及び2番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第3、議案第59号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願

について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

1番石坂委員より報告をお願いいたします。

○1番（石坂豊治君） 議案第59号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件をご報告いたします。

～1番案件について内容を説明～

被相続人が令和7年3月5日にお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和7年11月14日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

相続人は、1筆、1,094m²について、相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、1筆、畑、1,094m²につきましては、里芋、大根、白菜、ニンジン、サツマイモ等が作付けされていました。

農機具の保有状況につきましては、耕運機、草刈機でございます。

労働力につきましては、本人65歳、従事日数200日、兼業でございます。

以上、農業経営されていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第59号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4、議案第60号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後に一括して行います。

1番石坂委員より報告をお願いいたします。

○ 1番（石坂豊治君） 議案第60号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、
1番案件及び2番案件をご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

令和7年11月13日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、500m²につきましては、みかん、キンカンが肥培管理されているほか、白菜、キャベツ、ブロッコリー、ジャガイモ、大根などが作付けされておりました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人72歳、従事日数300日、専業、配偶者72歳、従事日数300日、専業、子52歳、従事日数300日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

続いて、2番案件をご報告いたします。

令和7年11月14日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～2番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、535m²につきましては、準備中でした。

2筆、いずれも畑、合計548m²につきましては、一体として耕作されており、ネギが作付けされていました。

1筆、畑、218m²につきましては、準備中でした。

1筆、畑、1,398m²につきましては、カブが作付けされていました。

5筆、いずれも畑、合計910m²につきましては、準備中でした。

1筆、畑、1,828m²につきましては、カブが作付けされていました。

1筆、畑、1,058m²につきましては、ネギが育苗中でした。

1筆、畑、469m²につきましては、準備中でした。

1筆、畑、462m²につきましては、準備中でした。

2筆、いずれも現況畑、合計74.82m²につきましては、一体として耕作されており、白菜、

ジャガイモ、サツマイモが作付けされていました。

1筆、畑、484m²につきましては、準備中でした。

4筆、いずれも現況畑、合計1,909m²につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、管理機、ネギの収穫機、その他一式でございます。

労働力は、本人64歳、従事日数350日、専業、配偶者55歳、従事日数350日、専業、子34歳、従事日数80日、兼業、子32歳、従事日数80日、兼業でございます。

以上、農業経営されていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第60号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件及び2番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5、議案第61号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1番案件から3番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後に一括して行います。

1番案件及び2番案件は、区域4内田委員より、3番案件は、区域5平牧委員より報告をお願いいたします。

はじめに、区域4内田委員より報告をお願いいたします。

○区域4（内田信行君） 議案第61号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1番案件及び2番案件を合わせてご報告いたします。

～1番案件及び2番案件について内容を説明～

1番案件及び2番案件は、申出事由の生じた者が、令和7年2月21日にお亡くなりになつたことに伴い、当該生産緑地の買い取り申し出をするにあたって、申出事由の生じた者が生前、主たる従事者であったことの証明願が提出されたものでございます。

令和7年11月13日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

1番案件の申請者は、申出事由の生じた者の孫でございます。

買い取り申し出地は、1筆、畠、773m²のうち556.93m²でございます。

現地は、ショウガ、ナス、里芋が作付けされていました。

続いて、2番案件の申請者は、申出事由の生じた者の子でございます。

買い取り申し出地は、1筆、畠、413m²でございます、現地は、準備中でした。

2筆、いずれも田、合計1,080m²でございます、現地は、同じく準備中でした。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

続いて、区域5平牧委員より報告をお願いいたします。

○区域5（平牧直樹君） 続いて、3番案件をご報告いたします。

～3番案件について内容を説明～

本案件は、申出事由の生じた者が、令和7年9月1日に故障により営農不可能となったことに伴い、当該生産緑地の買い取り申し出をするにあたって、申出事由の生じた者が、主たる従事者であったことの証明願が提出されたものでございます。

申請者は、申出事由の生じた者、ご本人でございます。

令和7年11月14日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

買い取り申し出地は、10筆、いずれも畠、合計3,234.96m²でございます。

現地は、一体として耕作されており、ネギ、ピーマン、ブロッコリーが作付けされているほか、準備中でした。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 3番案件につきましては、主たる従事者が死亡したことに基づくものではなく、本人が故障による、いわゆる故障認定による証明願いとなっております。以上でございます。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第61号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1番案件から3番案件までを報告のと

おり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第6、報告第32号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第7、報告第33号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを、一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 報告第32号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書6ページのとおり、1番案件から3番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、住宅敷地、駐車場敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第33号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は7ページから8ページのとおり、1番案件から13番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、住宅敷地、資材置場及び介護施設敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

事務局からの報告は以上となります。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第32号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第33号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、までの報告を終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお

礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和7年第11回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時45分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員